

北海道公報

規 則 目 次

ページ

発行 北海道 (総務部法制文書課)
 電話 011-231-4111 (内線 22-271)
 FAX 011-232-1385
 印刷 富士プリント(株)

○北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則

(農業経済課) 一八一

告 示

○一般競争入札の実施(二件)

(原子力安全対策課) 一八二

○公募抽選による道有財産(土地)の売却

(管財課) 一八四

○平成十四年度道設鳥獣保護区の存続期間の更新

(自然環境課) 一八六

○平成十四年度道設鳥獣保護区特別保護区の指定

(自然環境課) 一八六

○鳥獣保護区の期間の更新の一部改正

(自然環境課) 一八七

○平成十四年度猟禁禁止区域の設定

(自然環境課) 一八七

○狩猟鳥獣の捕獲の禁止

(自然環境課) 一九〇

○特定鳥獣の捕獲の禁止及び制限

(自然環境課) 一九〇

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請

(生活振興課) 一九八

○一般競争入札の実施

(障害者保健福祉課) 一九九

○生活保護法による医療機関の指定

(保護課) 二〇〇

○生活保護法による指定医療機関等の変更(廃止)の届出

(保護課) 二〇〇

○平成十四年度砂利採取業務主任者試験の実施

(資源エネルギー課) 二〇一

○知事権限に係る保安林の指定の予定

(治山課) 二〇一

○知事権限に係る保安林の指定

(治山課) 二〇二

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定

(治山課) 二〇二

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定

(治山課) 二〇二

○公共測量の実施の通知(二件)

(建設部総務課) 二〇二

○公共測量の終了の通知

(建設部総務課) 二〇三

○道路の区域の変更(二件)

(建設部総務課) 二〇三

○道路の供用の開始

(道路整備課) 二〇四

○電線共同溝を整備すべき道路の指定

(道路整備課) 二〇四

○公有水面の埋立ての免許の出願

(砂防災害課) 二〇四

○公有水面の埋立ての承認

(砂防災害課) 二〇五

○都市計画の変更の決定

(都市計画課) 二〇六

○市町村の決定に係る都市計画の変更に関する図書の写しの縦覧

(都市計画課) 二〇六

○補助金等の交付に関する権限の委任の一部改正

(出納局総務課) 二〇六

公 表

○知事表彰の受賞者

(人事課) 二〇六

○争議行為の通知

(労政福祉課) 二〇七

支庁告示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了

二〇七

道立農業大学校告示

○特定調達契約に係る入札の公告

二〇七

道教育庁根室教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示

二〇八

道選挙管理委員会告示

○選挙人名簿に登録されている者の総数の五十分の一及び三分の一の数の一部訂正

二〇九

○地方自治法等の一部を改正する法律附則第一条に規定する数

二〇九

公布された規則のあらまし

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則(規則第八十八号)

一 趣旨及び内容

中山間地域活性化資金について、十四年以内及び十四年を超え十五年以内の償還期間ごとに定めていた貸付利率及び利子補給率を、十三年以内及び十三年を超え十五年以内の償還期間ごとに定めるとともに、貸付利率及び利子補給率を改定することとし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 施行期日等

この規則は、公布の日から施行し、平成十四年七月五日以後の利子補給承認分から適用することとした。

規 則

規 則

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年九月二十七日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第八十八号

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則
 北海道中山間地域活性化資金利子補給規則（平成三年北海道規則第百二号）の一部を次のように改正する。
 第二条第三項第一号中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第二号」に改め、同項第二号中「第十条第一項第一号及び第二号」を「第十条第一項第二号及び第三号」に改める。
 別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第二条、第四条関係）

償還期間	貸付対象者	貸付利率	利子補給率	
			第二条第三項第一号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	第二条第三項第二号から第四号に掲げる融資機関が貸し付ける場合
三十一年以内	大企業	年一・〇パーセント以内	年〇・七五パーセント	年〇・二パーセント
		貸付金のうち二億七千万円までの部分	年一・二五パーセント	年〇・四五パーセント
	中小企業	年一・七五パーセント以内	年一・〇パーセント	年〇・二パーセント
		貸付金のうち二億七千万円を超える部分	年〇・六五パーセント	年〇・一パーセント
三十一年を超え五十以内	大企業	年一・〇パーセント以内	年〇・七五パーセント	年〇・二パーセント
		貸付金のうち二億七千万円までの部分	年一・二五パーセント	年〇・四五パーセント
	中小企業	年一・八五パーセント以内	年〇・九パーセント	年〇・一パーセント
		貸付金のうち二億七千万円を超える部分	年一・一五パーセント	年〇・三五パーセント

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道中山間地域活性化資金利子補給規則別表の規定は、平成十四年七月五日以後に利子補給についての知事の承認を受けた中山間地域活性化資金について適用する。

告示

北海道告示第1536号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
 平成14年9月27日

北海道知事 堀 達也

1 入札に付する事項

- 賃貸借する物品等の名称及び数量
 ナレド会議システム端末 6台（各端末間回線接続を含む。）
- 賃貸借する物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 借上期間 平成14年10月23日から平成15年3月31日まで（ただし、予算の範囲内で、平成18年10月22日を限度として当該契約期間を延長することがあり得る。）
- 納入場所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当すること。
 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
- 参加しようとする月の初日現在において、引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- 当該物品の障害発生時に、速やかに対応できる体制を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目
 北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
 北海道庁本庁舎 3階総合防災対策室防災連絡員室

- 入札日時 平成14年10月8日 午前11時
- 開札場所 (1)に同じ。
- 開札日時 (2)に同じ。
- 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 862
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便及び電報による入札は認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提 出 期 限 平成14年10月2日
- (2) 提 出 場 所 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課

11 そ の 他

- (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか、免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- ア 名 称 北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課
- イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 862
- (4) この入札の執行は、公開する。
- (5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1537号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成14年9月27日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
 - ア 北海道原子力防災訓練システムに係る機器一式
 - イ 携帯電話情報一斉配信ASP 一式
 - ウ 情報配信端末（PC） 1台
 - エ 電光情報ボード 2台
 - オ 電光ボード情報配信端末（PC） 1台
 - カ 電光ボード情報配信ソフトウエア 一式
 - キ 避難住民管理端末（PC） 4台
 - ク 避難住民管理用ソフトウエア 4式
 - ケ レザープリンタ 2台
 - コ ICチップ付きタグ 1000個
 - サ ICチップリーダー 2台
 - シ ネットワーク機器（8ポート） 一式
 - シ LANケーブル 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借 上 期 間 平成14年10月23日から25日まで
- (4) 納 入 場 所 別途指示する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - (3) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

呼 3 0 4 1 紙

報 奨 団 公 報

(4) 参加しようとする月の初日現在において、引き続き2年以上その事業を営んでいること。

(5) 当該物品の障害発生時に、速やかに対応できる体制を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道庁本庁舎 3階総合防災対策室防災連絡員室

(2) 入 札 日 時 平成14年10月8日 午後2時30分

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。))相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 862

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便及び電報による入札は認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提 出 期 限 平成14年10月2日

(2) 提 出 場 所 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課

11 そ の 他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか、免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 862

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1538号

次のとおり公募抽選により道有財産(土地)を売り払う。

平成14年9月27日

北海道知事 堀 達 也

1 公募に付する土地及び抽選日時

区画番号	所在地番	地目	面積(m ²)	売 払 価 格	抽 選 日 時
札幌 - 5	札幌市豊平区美園 1条3丁目36番	宅地	331.07	20,100,000円	平成14年10月21日 午後1時30分
小樽 - 1	小樽市望洋台1丁目 3番24	宅地	191.09	7,915,000円	平成14年10月21日 午後2時
小樽 - 2	小樽市銭函2丁目 208番34	宅地	303.98	9,710,000円	平成14年10月21日 午後2時30分
旭川 - 1	旭川市曙2条5丁目 2134番18	宅地	178.51	7,620,000円	平成14年10月23日 午前11時

旭川 - 3	旭川市8条西3丁目2355番18	宅地	218.17	8,850,000円	平成14年10月23日 午前11時30分
旭川 - 4	旭川市東光8条5丁目308番135	宅地	267.83	10,470,000円	平成14年10月23日 午後1時
名寄 - 1	名寄市西7条北2丁目2番	宅地	347.10	4,590,000円	平成14年10月23日 午後1時30分
名寄 - 2	名寄市西7条北2丁目3番	宅地	347.10	4,590,000円	平成14年10月23日 午後2時
富良野 - 1	富良野市栄町17番外1筆	宅地	297.49	5,000,000円	平成14年10月23日 午後2時30分

2 応募する者に必要な資格

応募申込日において、北海道内に住所を有する個人又は北海道内に営業所を有する法人で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）でないこと。

3 応募の条件

- (1) 応募区画数は、1世帯（1事業者）につき1区画とする。
- (2) 応募区画の変更は、応募の受付期間内に行うことができる。
- (3) 買受者は、土地の引渡しの日から5年間、売払地を引き続き住宅用地として供さなければならぬ。
- (4) 買受者は、土地の引渡しの日から5年以内に売払地における自己所有の住宅（店舗又は事務所を兼ねた住宅を含む。）の建設工事を完了しなければならぬ。
- (5) 買受者は、土地の引渡しの日から5年以内に北海道の承認を得ないで、売払地の所有権を移転し、又は売払地に権利の設定をしてはならない。
- (6) 北海道は、買受者に対し、(3)から(5)までの条件の履行状況を確認するため、随時に実地調査をし、又は所要の報告を求めることができる。
- (7) 北海道は、買受者が土地の引渡しの日から5年以内に(3)から(5)までの条件に違反した場合には、売払地の買戻しをすることができる。
- (8) 買受者が(3)から(6)までの条件に違反したときは、北海道が定める金額を違約金として支払わなければならない。

4 応募要領、契約条項その他関係書類を示す場所

- (1) 札幌 - 5及び小樽 - 1～2
札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部管財課財産第二係

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 417

- (2) 旭川 - 1、3～4、名寄 - 1～2及び富良野 - 1

旭川市永山6条19丁目

北海道上川支庁総務部会計課管財係

電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 2224

5 公募抽選の場所

- (1) 札幌 - 5及び小樽 - 1～2

札幌市中央区北3条西7丁目

北海道庁別館4階共用会議室B

- (2) 旭川 - 1、3～4、名寄 - 1～2及び富良野 - 1

旭川市永山6条19丁目

北海道上川合同庁舎102会議室

6 公募抽選申込書の提出

応募者は、次により所定の公募抽選申込書を提出すること。

- (1) 札幌 - 5及び小樽 - 1～2

提出期限 平成14年10月17日（木）

提出場所 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総務部管財課財産第二係

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 417

- (2) 旭川 - 1、3～4、名寄 - 1～2及び富良野 - 1

提出期限 平成14年10月21日（月）

提出場所 旭川市永山6条19丁目

北海道上川支庁総務部会計課管財係

電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 2224

7 買受予定者の決定方法

一つの区画について、応募資格者が1名のときは、その者を買受予定者として決定し、応募資格者が2名以上いるときは、公開の抽選により買受予定者を決定する。

8 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約に当たっては契約書を作成するものとし、売買代金は契約締結と同時に北海道が発行する納入通知書により、指定の場所において一括して納入すること。

9 抽選の公開

抽選を公開するので、抽選の傍聴を希望する者は、抽選時刻の15分前までに抽選会場において傍聴の受付を行うものとする。

なお、傍聴の受付は定員になり次第終了する。

呼 3041 報

北海道告示第1539号

鳥獣保護及狩猟二関又ハ法律施行令（昭和28年政令第254号）第1条第2項の規定により、次の鳥獣保護区の存続期間を更新した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成14年9月27日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 名 称 大沼鳥獣保護区
- (2) 区 域 亀田郡七飯町、茅部郡森町、同郡砂原町、同郡鹿部町の境界線の交点（駒ヶ岳頂上）を起点とし、この点から七飯町と森町の境界線を南東に進み国道5号との交点に至り、この点から同国道を北に進み町道駒ヶ岳赤井川線との交点に至り、この点から同町道を北に進み国道5号との交点に至り、この点から同国道を北に進み森町字駒ヶ岳と字白川及び字姫川の字界線との交点に至り、この点から字白川と字駒ヶ岳の字界線を東に進み字白川と字尾白内及び字駒ヶ岳の字界線との交点に至り、この点から字尾白内と字駒ヶ岳の字界線を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域及び七飯町字大沼町、軍川、上軍川、西大沼、東大沼の区域
- (3) 存続期間 平成14年10月1日から平成34年9月30日まで

報 公 報 北

- 2(1) 名 称 函館山鳥獣保護区
- (2) 区 域 函館市入舟町86番1と88番の地番界を西へ延長した線と函館湾のなぎさ線との交点を起点とし、この点から同延長線を東に進み函館都市計画市街化調整区域の設定線との交点に至り、この点から同設定線を東に進み住吉町88番4と68番8の地番界との交点に至り、この点から同地番界を東へ延長しなぎさ線との交点に至り、この点から同なぎさ線を大鼻岬を經由して周回し起点に至る線に囲まれた区域
- (3) 存続期間 平成14年11月1日から平成34年9月30日まで

- 3(1) 名 称 厚沢部城丘鳥獣保護区
- (2) 区 域 檜山郡厚沢部町字城丘160番地、168番地1、168番地3及び366番地の区域
- (3) 存続期間 平成14年10月1日から平成24年9月30日まで

- 4(1) 名 称 深川丸山鳥獣保護区
- (2) 区 域 深川市一己町字一己2400番15、2527番1、2527番8、2527番150、2527

- (3) 存続期間 番151、2527番152の一部、2527番154、2550番3及び2550番49から2550番51までの区域
平成14年10月1日から平成24年9月30日まで

- 5(1) 名 称 キモエ沼鳥獣保護区
- (2) 区 域 宗谷郡猿払村所在のキモエ沼の区域（河川敷地を含む。）
- (3) 存続期間 平成14年10月1日から平成34年9月30日まで

- 6(1) 名 称 鶴川鳥獣保護区
- (2) 区 域 勇払郡鶴川町字二宮436番1から3まで及び436番23から25までの区域
- (3) 存続期間 平成14年10月1日から平成34年9月30日まで

- 7(1) 名 称 湧洞鳥獣保護区
- (2) 区 域 広尾郡大樹町生花899番1、989番7、990番及び3000番の区域並びに中川郡豊頃町に所在する道道湧洞沼線東端を起点とし、この点からなぎさ線を見通し、なぎさ線との交点に至り、この点からなぎさ線を南西に進み大樹町との町界線との交点に至り、この点から同町界線を北西に進みユウトン2号沢との交点に至り、この点から豊頃町湧洞1311番の地番界（湧洞沼側）を北東に進みユウトン3号沢との交点に至り、この点から一般民有林十勝森林計画区198林班1及び197林班1の各小班界を北東に進み豊頃町湧洞1号線との交点に至り、この点から同号線を北東に進み道道湧洞沼線との交点に至り、同道道を南東に進み起点に至る線で囲まれる区域（道路敷を除く。）

- (3) 存続期間 平成14年10月1日から平成24年9月30日まで

北海道告示第1540号

鳥獣保護及狩猟二関又ハ法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第3項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成14年9月27日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 名 称 大沼鳥獣保護区特別保護地区
- (2) 区 域 亀田郡七飯町に所在する大沼、小沼及び葺菜沼の河川敷地、水面並びに水面に囲まれた区域

(3) 存続期間 平成14年10月1日から平成24年9月30日まで

2(1) 名 称 函館山鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区 域 函館圏都市計画区域内の都市公園である函館山緑地の区域

(3) 存続期間 平成14年11月1日から平成24年9月30日まで

3(1) 名 称 湧洞鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区 域 湧洞鳥獣保護区のうち、湧洞沼及びキモントウ沼の水面の区域

(3) 存続期間 平成14年10月1日から平成24年9月30日まで

北海道告示第1541号

平成7年北海道告示第291号（鳥獣保護区の期間の更新）の一部を次のように改正する。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成14年9月27日

北海道知事 堀 達 也

6(2)区域の事項を次のように改める。

旭川市東旭川町倉沼10番2、20、33及び34、11番15、213及び153番1及び2、155番4及び6並びに上川南部地域森林計画区旭川市50林班のうち3から8まで10から12まで15、16、18から27まで29から52まで61、71、73から77まで80、93及び94の各小班の区域

北海道告示第1542号

鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正7年法律第32号）第9条の規定により、次のとおり休猟区を設定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成14年9月27日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 名 称 当別北部休猟区

(2) 区 域 石狩郡当別町のうち、道道月形厚田線から北側の区域

(3) 存続期間 平成14年10月1日から平成16年9月30日まで

2(1) 名 称 森南部休猟区

(2) 区 域 茅部郡森町の鳥崎川右岸河口を起点とし、この点からなぎさ線を東に進み森町と茅部郡砂原町の境界線との交点に至り、この点から同境界線を

(3) 存続期間 平成14年10月1日から平成17年9月30日まで

3(1) 名 称 岩内休猟区

(2) 区 域 岩内郡岩内町の区域

(3) 存続期間 平成14年10月1日から平成17年9月30日まで

(3) 存続期間 平成14年10月1日から平成17年9月30日まで

4(1) 名 称 ニセコ休猟区

(2) 区 域 虻田郡ニセコ町の区域

(3) 存続期間 平成14年10月1日から平成17年9月30日まで

5(1) 名 称 幌延北部休猟区

(2) 区 域 天塩郡幌延町に所在する町道幌延北進線の熊越峠を起点とし、この点から同町道を北西に進み道道稚内幌延線との交点に至り、この点から同道を北に進み道道豊富浜頓別線との交点に至り、この点から同道を西に進み天塩郡豊富町の境界線との交点に至り、この点から幌延町の町界を時計回りに進み道道豊富中頓別線との交点に至り、この点から同道を西に進み道道上問寒幌延停車場線との交点に至り、この点から同道を北に進み道道上問寒幌延停車場線との交点に至り、この点から同道を西に進み町道上幌1号線との交点に至り、この点から同町道を北に進み町道幌延北進線との交点に至り、この点から同町道を北に進み起点に至る線と囲まれた区域

平成14年10月1日から平成17年9月30日まで

北海道告示第1543号

鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正7年法律第32号）第10条の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を設定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成14年9月27日

北海道知事 堀 達也

1(1) 名 称 伏籠川銃狢禁止区域

(2) 区 域 札幌市東区丘珠町の道道丘珠空港東線（丘珠錦橋）と同市北区篠路町上篠路の市道十軒第3支線（十軒3の橋）との間に所在する伏籠川（河川敷地を含む。）の区域

(3) 存続期間 平成14年10月1日から平成24年9月30日まで

2(1) 名 称 世田豊平川銃狢禁止区域

(2) 区 域 江別市工栄町12番、角山64番4と角山64番19の境界南西端から南西側、元野幌943番2と元野幌941番2の境界北東端を結ぶ東側、道道札幌北広島環状線までの河川敷区域及び元江別858番1の一部の区域

(3) 存続期間 平成14年10月1日から平成24年9月30日まで

3(1) 名 称 三好銃狢禁止区域

(2) 区 域 上磯郡上磯町富川に所在する国道228号と町道柳沢田園線との交点を起点とし、この点から同町道を北西に進み町道三好線との交点に至り、この点から同町道を北西に進み町道中央線との交点に至り、この点から同町道を南東に進みJR江差線との交点に至り、この点から同JR線を南に進み町道三好線との交点に至り、この点から同国道228号との交点に至り、この点から同国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間 平成14年10月1日から平成24年9月30日まで

4(1) 名 称 中野通銃狢禁止区域

(2) 区 域 上磯郡上磯町に所在する町道御手作線とJR江差線（JR津軽海峡線）との交点を起点とし、この点から同町道を北に進み町道大工川通線との交点に至り、この点から同町道中央線との交点に至り、この点から同町道を北西に進み町道大工川5号線との交点に至り、この点から同町道を北西に進み町道大工川9号線との交点に至り、この点から同町道を北西に進み町道清川26号線との交点に至り、この点から同町道を南西に進み町道大工川7号線との交点に至り、この点から同町道を

北西に進み町道添山4号線及び町道添山14号線との交点に至り、この点から町道添山14号線を西に進み町道添山30号線との交点に至り、この点から同町道を北西に進み一般民有林渡島檜山森林計画区104林班と102林班の林班界との交点に至り、この点から同林班界を東に進み104林班と110林班の林班界との交点に至り、この点から同林班界を北に進み109林班と110林班の林班界との交点に至り、この点から同林班界を東に進み普通林道野崎線との交点に至り、この点から同町道を南東に進み普通林道野崎線との交点に至り、この点から同林道を東に進み上磯町字野崎181番4と109番の地番界との交点に至り、この点から同地番界を北に進み野崎181番2と178番2の地番界との交点に至り、この点から同地番界を南東に進み野崎100番8と100番9の地番界との交点に至り、この点から同地番界を南西に進み町道野崎1号線との交点に至り、この点から同町道を南東に進み町道上磯峠下線との交点に至り、この点から同町道を南東に進みJR江差線（JR津軽海峡線）との交点に至り、この点から同JR線を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

平成14年10月1日から平成24年9月30日まで

5(1) 名 称 三角山銃狢禁止区域

(2) 区 域 芦別市本町1123番地1から6まで、1125番地1から3まで、1126番地1、5、1127番地2、4から13まで、1128番地3、1129番地、1130番地、1131番地1、5、6、8、9、1425番地2及び1429番地3の区域

(3) 存続期間 平成14年10月1日から平成24年9月30日まで

旭銃狢禁止区域

(2) 区 域 芦別市旭町に所在する国有林空知森林管理署芦別事務所100林班及び101林班の区域

(3) 存続期間 平成14年10月1日から平成24年9月30日まで

ネシコシ銃狢禁止区域

(2) 区 域 夕張郡長沼町馬追原野に所在するネシコシ排水路（排水路敷地を含む。）のうち、道道馬追原野北信濃線と長沼町と千歳市との境界線に挟まれた区域

8(1) 名 称 兜沼銃狢禁止区域

呼 3 0 4 1 報

報 豊 田

北

<p>(2) 区 域 天塩郡豊留町字兜沼に所在する兜沼と兜沼中央排水左岸との交点を起点とし、この点から同排水左岸に沿って北海道旅客鉄道株式会社用地との交点に至り、この点から同鉄道用地界に沿って同町字上サロベツ713番7との交点に至り、この点から同地番、1071番1、8、7、7247番、1131番1、5562番3、1、7719番1、5612番1、7720番1、9462番、7867番10、18、9の各地番界の境界に沿って兜沼幹線排水左岸との交点に至り、この点から同排水左岸に沿って兜沼との交点に至り、この点から同汀線に沿って起点に至る線に囲まれた区域</p> <p>(3) 存続期間 平成14年10月1日から平成15年9月30日まで</p>	<p>12(1) 区 域 えりも銃猟禁止区域</p> <p>(2) 区 域 幌泉郡えりも町字新浜の国道336号とコロッツ川右岸との交点を起点とし、同所から国道336号を北西に進み字新浜1030番(旧国道)と字新浜206番1との交点に至り、同所から字新浜1030番と字新浜206番1及び字新浜205番との地番界に沿って南東に進み字新浜205番と字新浜199番6との交点に至り、同所から字新浜205番と字新浜199番6及び字新浜199番1との地番界に沿って北東に進み字新浜199の1番と字新浜207番9との交点に至り、同所から字新浜207番9と字新浜205番、字新浜214番1、字新浜208番8、字新浜208番11及び字新浜208番15との地番界に沿って進み字新浜207番2との交点に至り、同所から字新浜312番1と字新浜312番2との交点を直線で結んだ地点に至り、同所から字新浜312番1と字新浜312番2との地番界に沿って北東に進み字新浜317番1との交点に至り、同所から字新浜312番2と字新浜317番1との地番界に沿って南東に進み字新浜312番2の南東端と道路敷地との交点に至り、同所からコロッツ川右岸と字新浜316番北端との交点を直線で結んだ地点に至り、同所から字新浜316番とコロッツ川右岸との地番界に沿って南に進み字新浜316番南東端に至り、同所から東に進んでコロッツ川を渡り、コロッツ川左岸と同町字歌別310番の北東端との交点を直線で結んだ地点に至り、同所から字歌別310番と字歌別313番との地番界に沿って南に進み字歌別311番との交点に至り、同所から字歌別311番と字歌別313番との地番界に沿って北東に進み字歌別317番との交点に至り、同所から字歌別311番と字歌別317番との地番界に沿って南東に進み字歌別311番南東端と道路敷地との交点に至り、同所から字歌別1008番と字歌別318番との交点を直線で結んだ地点に至り、同所から字歌別318番と道路敷地の地番界に沿って北東に進み字歌別1008番と字歌別334番との交点に至り、同所から字歌別334番と字歌別1008番との地番界に沿って南西に進み字歌別334番と字歌別319番との地番界に沿って進み字歌別321番1との交点に至り、同所から字歌別321番1と字歌別334番との地番界に沿って東に進み字歌別321番1と字歌別334番との地番界に沿って東に進み字歌別321番1と道路敷地の交点に至り、同所から字歌別321番1と道路敷地との地番界を南東に進み字歌別321番2との交点に至り、同所から字歌別321番1と字歌別321番2の地番界に沿って南西に進み道路敷地との交点にいたり、字歌別321番1と道路敷地の地番界を南西に進み字歌別322番1との交点に至り、同所か</p>
<p>(1) 名 称 川西古川銃猟禁止区域</p> <p>(2) 区 域 紋別郡湧別町字川西に所在する湧別川左岸と町道西1号の交点から見通し線で北東に進みオホーツク海汀線との交点を起点とし、この点から南西に見通し線で進み湧別川左岸(河川敷を除く。)と町道西1号(道路敷を除く。)との交点に至り、この点から同町道を北西に進み町道西四線との交点に至り、この点から同町道を北東に進み同町道の東端に至り、この点から見通し線で北東に進みオホーツク海汀線との交点に至り、この点から同汀線を南東に進み起点に至る区域内のうち、旧湧別川の水面の区域</p> <p>(3) 存続期間 平成14年10月1日から平成24年9月30日まで</p>	<p>えりも銃猟禁止区域</p> <p>(2) 区 域 幌泉郡えりも町字新浜の国道336号とコロッツ川右岸との交点を起点とし、同所から国道336号を北西に進み字新浜1030番(旧国道)と字新浜206番1との交点に至り、同所から字新浜1030番と字新浜206番1及び字新浜205番との地番界に沿って南東に進み字新浜205番と字新浜199番6との交点に至り、同所から字新浜205番と字新浜199番6及び字新浜199番1との地番界に沿って北東に進み字新浜199の1番と字新浜207番9との交点に至り、同所から字新浜207番9と字新浜205番、字新浜214番1、字新浜208番8、字新浜208番11及び字新浜208番15との地番界に沿って進み字新浜207番2との交点に至り、同所から字新浜312番1と字新浜312番2との交点を直線で結んだ地点に至り、同所から字新浜312番1と字新浜312番2との地番界に沿って北東に進み字新浜317番1との交点に至り、同所から字新浜312番2と字新浜317番1との地番界に沿って南東に進み字新浜312番2の南東端と道路敷地との交点に至り、同所からコロッツ川右岸と字新浜316番北端との交点を直線で結んだ地点に至り、同所から字新浜316番とコロッツ川右岸との地番界に沿って南に進み字新浜316番南東端に至り、同所から東に進んでコロッツ川を渡り、コロッツ川左岸と同町字歌別310番の北東端との交点を直線で結んだ地点に至り、同所から字歌別310番と字歌別313番との地番界に沿って南に進み字歌別311番との交点に至り、同所から字歌別311番と字歌別313番との地番界に沿って北東に進み字歌別317番との交点に至り、同所から字歌別311番と字歌別317番との地番界に沿って南東に進み字歌別311番南東端と道路敷地との交点に至り、同所から字歌別1008番と字歌別318番との交点を直線で結んだ地点に至り、同所から字歌別318番と道路敷地の地番界に沿って北東に進み字歌別1008番と字歌別334番との交点に至り、同所から字歌別334番と字歌別1008番との地番界に沿って南西に進み字歌別334番と字歌別319番との地番界に沿って進み字歌別321番1との交点に至り、同所から字歌別321番1と字歌別334番との地番界に沿って東に進み字歌別321番1と道路敷地の交点に至り、同所から字歌別321番1と道路敷地との地番界を南東に進み字歌別321番2との交点に至り、同所から字歌別321番1と字歌別321番2の地番界に沿って南西に進み道路敷地との交点にいたり、字歌別321番1と道路敷地の地番界を南西に進み字歌別322番1との交点に至り、同所か</p>
<p>(1) 名 称 豊進銃猟禁止区域</p> <p>(2) 区 域 勇払郡穂別町に所在する豊進国民休養地の区域</p> <p>(3) 存続期間 平成14年10月1日から平成24年9月30日まで</p>	<p>えりも銃猟禁止区域</p> <p>(2) 区 域 幌泉郡えりも町字新浜の国道336号とコロッツ川右岸との交点を起点とし、同所から国道336号を北西に進み字新浜1030番(旧国道)と字新浜206番1との交点に至り、同所から字新浜1030番と字新浜206番1及び字新浜205番との地番界に沿って南東に進み字新浜205番と字新浜199番6との交点に至り、同所から字新浜205番と字新浜199番6及び字新浜199番1との地番界に沿って北東に進み字新浜199の1番と字新浜207番9との交点に至り、同所から字新浜207番9と字新浜205番、字新浜214番1、字新浜208番8、字新浜208番11及び字新浜208番15との地番界に沿って進み字新浜207番2との交点に至り、同所から字新浜312番1と字新浜312番2との交点を直線で結んだ地点に至り、同所から字新浜312番1と字新浜312番2との地番界に沿って北東に進み字新浜317番1との交点に至り、同所から字新浜312番2と字新浜317番1との地番界に沿って南東に進み字新浜312番2の南東端と道路敷地との交点に至り、同所からコロッツ川右岸と字新浜316番北端との交点を直線で結んだ地点に至り、同所から字新浜316番とコロッツ川右岸との地番界に沿って南に進み字新浜316番南東端に至り、同所から東に進んでコロッツ川を渡り、コロッツ川左岸と同町字歌別310番の北東端との交点を直線で結んだ地点に至り、同所から字歌別310番と字歌別313番との地番界に沿って南に進み字歌別311番との交点に至り、同所から字歌別311番と字歌別313番との地番界に沿って北東に進み字歌別317番との交点に至り、同所から字歌別311番と字歌別317番との地番界に沿って南東に進み字歌別311番南東端と道路敷地との交点に至り、同所から字歌別1008番と字歌別318番との交点を直線で結んだ地点に至り、同所から字歌別318番と道路敷地の地番界に沿って北東に進み字歌別1008番と字歌別334番との交点に至り、同所から字歌別334番と字歌別1008番との地番界に沿って南西に進み字歌別334番と字歌別319番との地番界に沿って進み字歌別321番1との交点に至り、同所から字歌別321番1と字歌別334番との地番界に沿って東に進み字歌別321番1と道路敷地の交点に至り、同所から字歌別321番1と道路敷地との地番界を南東に進み字歌別321番2との交点に至り、同所から字歌別321番1と字歌別321番2の地番界に沿って南西に進み道路敷地との交点にいたり、字歌別321番1と道路敷地の地番界を南西に進み字歌別322番1との交点に至り、同所か</p>
<p>(1) 名 称 穂別ダム銃猟禁止区域</p> <p>(2) 区 域 勇払郡穂別町に所在する穂別ダム堰堤の延長線と道有林若小牧経営区59林班の境界線との交点を起点とし、同所から同林班及び60林班の東側境界線を北進し、町道穂別夕張線との交点に至り、同所から同町道を南進し国府林胆振東部森林管理署2142林班12小班の境界線との交点に至り、同所から同林班及び2141林班の西側境界線を南進し穂別ダム堰堤の延長線の交点に至り、同所から同延長線及び同ダム堰堤を西進し起点に至る線に囲まれた区域</p> <p>(3) 存続期間 平成14年10月1日から平成24年9月30日まで</p>	<p>えりも銃猟禁止区域</p> <p>(2) 区 域 幌泉郡えりも町字新浜の国道336号とコロッツ川右岸との交点を起点とし、同所から国道336号を北西に進み字新浜1030番(旧国道)と字新浜206番1との交点に至り、同所から字新浜1030番と字新浜206番1及び字新浜205番との地番界に沿って南東に進み字新浜205番と字新浜199番6との交点に至り、同所から字新浜205番と字新浜199番6及び字新浜199番1との地番界に沿って北東に進み字新浜199の1番と字新浜207番9との交点に至り、同所から字新浜207番9と字新浜205番、字新浜214番1、字新浜208番8、字新浜208番11及び字新浜208番15との地番界に沿って進み字新浜207番2との交点に至り、同所から字新浜312番1と字新浜312番2との交点を直線で結んだ地点に至り、同所から字新浜312番1と字新浜312番2との地番界に沿って北東に進み字新浜317番1との交点に至り、同所から字新浜312番2と字新浜317番1との地番界に沿って南東に進み字新浜312番2の南東端と道路敷地との交点に至り、同所からコロッツ川右岸と字新浜316番北端との交点を直線で結んだ地点に至り、同所から字新浜316番とコロッツ川右岸との地番界に沿って南に進み字新浜316番南東端に至り、同所から東に進んでコロッツ川を渡り、コロッツ川左岸と同町字歌別310番の北東端との交点を直線で結んだ地点に至り、同所から字歌別310番と字歌別313番との地番界に沿って南に進み字歌別311番との交点に至り、同所から字歌別311番と字歌別313番との地番界に沿って北東に進み字歌別317番との交点に至り、同所から字歌別311番と字歌別317番との地番界に沿って南東に進み字歌別311番南東端と道路敷地との交点に至り、同所から字歌別1008番と字歌別318番との交点を直線で結んだ地点に至り、同所から字歌別318番と道路敷地の地番界に沿って北東に進み字歌別1008番と字歌別334番との交点に至り、同所から字歌別334番と字歌別1008番との地番界に沿って南西に進み字歌別334番と字歌別319番との地番界に沿って進み字歌別321番1との交点に至り、同所から字歌別321番1と字歌別334番との地番界に沿って東に進み字歌別321番1と道路敷地の交点に至り、同所から字歌別321番1と道路敷地との地番界を南東に進み字歌別321番2との交点に至り、同所から字歌別321番1と字歌別321番2の地番界に沿って南西に進み道路敷地との交点にいたり、字歌別321番1と道路敷地の地番界を南西に進み字歌別322番1との交点に至り、同所か</p>

(3) 存続期間
 平成14年10月1日から平成24年9月30日まで

13(1) 名称
 陸別銀河の森銃猟禁止区域

(2) 区域
 足寄郡陸別町字陸別に所在する一般民有林十勝森林計画区陸別町有林129林班、151林班及び国有林十勝東部陸別21林班との林班界の交点を起点とし、この点から151林班と国有林の境界を南に進み同町有林130林班界との交点に至り、この点から130林班と151林班の林班界を北に進み130林班34小班界との交点に至り、この点から同林班32小班界を見通して同見通し線を北に進み129林班と130林班の林班界との交点に至り、この点から同林班界を西に進み129林班27小班西側小班界との交点に至り、同小班界を北に進み陸別町字陸別52号線との交点に至り、この点から同号線を東に進み同林班135小班と34小班の小班界との交点に至り、この点から同林班32小班の西側小班界を見通して同見通し線を北に進み同小班と54小班の小班界との交点に至り、この点から同小班界を東に進み陸別町字陸別東2線との交点に至り、この点から同線を北に進み同林班119小班と127小班の小班界との交点に至り、この点から同小班界を東に進み同林班127小班と132小班の小班界との交点に至り、この点から同小班界、64小班と132小班の小班界及び65小班と33小班の小班界を北に進み陸別町字陸別53号線との交点に至り、この点から同号線を西に進み陸別町字陸別東2線との交点に至り、この点から陸別町字陸別54号線と129林班93小班の西側小班界との交点を見通して同見通し線を進み同点に至り、この点から同号線を西に進み清水川河川敷界との交点に至り、この点から同河川敷界を東に進み129林班107小班西側小班界との交点に至り、この点から陸別町字陸別東2線と129林班85小班の北側小班界との交点を見通して同見通し線を東に進み同交点に至り、この点から129林班153及び111小班の南側小班界を東に進み129林班界との交点に至り、この点から同林班界を北に進み起点に至る線で囲まれる区域

(3) 存続期間
 平成14年10月1日から平成24年9月30日まで

北海道告示第1544号
 鳥獣保護及狩猟二関又ル法律（大正7年法律第32号）第1条ノ5第5項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣の捕獲（殺傷を含む。以下同じ。）を禁止する。

平成14年9月27日
 北海道知事 堀 達 也

1 捕獲を禁止する狩猟鳥獣の種類
 シカ

2 捕獲を禁止する区域
 北海道の区域

3 捕獲を禁止する期間
 平成14年10月1日から31日まで

北海道告示第1545号
 鳥獣保護及狩猟二関又ル法律（大正7年法律第32号）第1条ノ6第1項の規定により、次のとおり特定鳥獣の捕獲を禁止及び制限する。
 平成14年9月27日
 北海道知事 堀 達 也

1 捕獲を禁止及び制限する特定鳥獣の種類
 シカ

2 捕獲の禁止の内容
 (1) 捕獲を禁止する区域

札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩郡当別町及び新篠津村、厚田郡厚田村、浜益郡浜益村、函館市、松前郡松前町及び福島町、上磯郡知内町、木古内町及び上磯町、亀田郡大野町、七飯町、戸井町、恵山町及び鞆法華村、茅部郡南茅部町、鹿部町、砂原町及び森町、山越郡八雲町及び長万部町、檜山郡江差町、上ノ国町及び厚沢部町、爾志郡乙部町及び熊石町、久遠郡大成町、奥尻郡奥尻町、瀬棚郡瀬棚町、北檜山町及び今金町、小樽市、島牧郡島牧村、寿都郡寿都町及び黒松内町、磯谷郡蘭越町、虻田郡二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町及び倶知安町、岩内郡共和町及び岩内町、古宇郡泊村及び神恵内村、積丹郡積丹町、古平郡古平町、余市郡仁木町、余市町及び赤井川村、上川郡上川町のうち国有林上川中部森林管理署上川事務所304林班はからほまでの各小班、305林班9小班、306林班1小班、307林班1、ら及びびハの各小班、308林班1及びびの各小班、311林班1及びびの各小班、312林班1からほまで及びびへの各小班の区域及び、東川町のうち国有林上川中部森林管理署23林班1小班、325林班、326林班は、ち及びびの各小班、327から329までの各林班の区域及び、美瑛町のうち国有林上川中部森林管理署331林班、333林班、334林班、337林班1小班、338林班1小班、339林班1小班、340林班1小班、341林班1小班、342林班1小班、343林班1小班、344から349までの各林班の区域、空知郡南富良野町のうち国有林上川南部森林管理署29林班1からほまで及びびの各小班、30林班へ、ち、ぬ、る、わからほまで及びび

の各小班、33林班いからへまで、イ及びロの各小班、35林班いからちまで、イ及びロの各小班、44林班ほ及びへの各小班、45林班いからるまで、イ及びロの各小班、47林班はからほまでの各小班、49林班い及びロの各小班、51林班いからほまで、ほ、へ、り及びハの各小班、52林班い及びイの各小班、53林班い、はからほまで、とからるまで、わかちよまで、イからハまで及びホからトまでの各小班、57林班い、に、に₀₁、へ₀₁、せ、す及びんの各小班、58林班い、は及びなからうまでの各小班、59林班いからほまで及びあからゆまでの各小班、60林班いからほまで及びなからむまでの各小班、61林班いからはまで及びあからみまでの各小班、63林班は、と、ち、る、わからたまで、つ、ね、お及びイの各小班、143林班い、わ及びかの各小班、144林班いからほまでの各小班、146林班い及びびるの各小班、148林班いからりまで、る、わからたまで、お及びホの各小班、152林班いイイ班、155林班いからはまでの各小班、157林班い、ぬ、る、わ、か、た、つ及びおの各小班、158林班い、ぬ、よ、た及びおの各小班、159林班い、は、に、ぬ、か及びれの各小班、160林班いからりまで、る、か、お、二及びホの各小班的区域、礼文郡礼文町、利尻郡利尻町及び利尻富士町、斜里郡斜里町（ただし、金山川本流左岸河口とてい線との交点を起点とし、同点から国有林網走南部森林管理署1224林班と1226林班の林班界に至り、同林班界を南に進み1227林班と1228林班の林班界との交点に至り、同林班界を東に進み、1228林班いイイ班とろ小班的交点に至り、同小班界を南西、北西、北東に順次進み、1225林班と1228林班の林班界との交点に至り、同林班界を北西に進み1220林班と1225林班の林班界との交点に至り、同林班界を北に進み1220林班と1223林班の林班界との交点に至り、同林班界を北に進み1220林班とろ小班的交点とは小班的交点に至り、同小班界を南西、西、北西、北東、北、北西、北に順次進み、いイ班とろ小班的交点に至り、同小班界を北に進み1217林班と1220林班の林班界との交点に至り、同林班界を西に進み1214林班と1217林班の林班界との交点に至り、同林班界を北に進み1214林班と1215林班の林班界との交点に至り、同林班界を西に進み1214林班いイ班とろ小班的交点に至り、同小班界を南東、南、南西に順次進み、ろ小班とほ小班的交点に至り、同小班界を南に進み、は小班とほ小班的交点との交点に至り、同小班界を西に進み、は小班とに小班的交点に至り、同小班界を南西に進み、1212林班とに小班的交点に至り、同小班界を北西、南西、北西に進み1211林班ほ小班とロ小班的交点に至り、同小班界を北西、南西、北西に順次進み、1210林班わ小班とイ小班的交点に至り、同小班界を南西、西、北西に順次進み、1209林班と小班とイ小班的交点に至り、同小班界を南西に進み、1208林班わ小班とイ小班的交点に至り、同小班界を南西に進み、1205林班ほ小班とイ小班的交点に至り、同小班界を南西、北西、南西、北東、南東、南西、北西、南東、南西に順次進み、1202林班と1205林班の林班界との交点に至り、同

林班界を北西に進み、1202林班は小班とに小班的交点に至り、同小班界を南東、南、西に順次進み、へ小班とに小班的交点に至り、同小班界を西に進みろ小班とに小班的交点に至り、同小班界を西に進み1134林班ろ小班とは小班的交点との交点に至り、同小班界を南、南西、西に順次進み、1132林班と1134林班の林班界との交点に至り、同林班界を北西、北に順次進み国有林界との交点に至り、同国有林界に沿って西に進み、国有林網走南部森林管理署1130林班と1131林班の林班界との交点に至り、同林班界を南に進み、1130林班いイ班とは小班的交点に至り、同小班界を南西、北西に順次進み、1129林班と1130林班の林班界との交点に至り、同小班界を西に進み、1127林班と1129林班の林班界との交点に至り、同林班界を南西に進み、1127林班いイ班とろ小班的交点に至り、同小班界を北西に進み、いイ班とち小班的交点との交点に至り、同小班界を北西、西、南、東、南、西、北西、西、南西に順次進み、1127林班と1128林班の林班界との交点に至り、同林班界を北西に進み国有林界との交点に至り、同国有林界に沿って南西に進み、国有林網走南部森林管理署1128林班いイ班とほ小班的交点に至り、同小班界を南西に進み、斜里郡斜里町と標津郡標津町との境界線との交点に至り、同境界線を西に進み国有林界に至り、同国有林界を北東に進み国有林網走南部森林管理署1124林班と1125林班の林班界との交点に至り、同林班界を北西に進み国有林界に至り、同国有林界を南西、西、北東に順次進み国有林網走南部森林管理署1125林班の林班界との交点に至り、同林班界を北西に進み、1123林班と1125林班の林班界との交点に至り、同林班界を南西、北西に順次進み、1121林班と1125林班の林班界との交点に至り、同林班界を北西に進み、1121林班とイ小班的交点に至り、同小班界を北東、北西、北西に順次進み、1119林班と1121林班の林班界との交点に至り、同林班界を北東に進み、1119林班わ小班とイ小班的交点に至り、同小班界を北東、北西、北東に順次進み、1416林班へ小班とロ小班的交点に至り、同小班界を北西に進み、1415林班り小班とロ小班的交点との交点に至り、同小班界を北西に進み、1414林班り小班とロ小班的交点に至り、同小班界を北西に進み、1411林班と1414林班の林班界との交点に至り、同林班界を南西に進み、1411林班な小班とイ小班的交点に至り、同小班界を北西に進み、1410林班た小班とイ小班的交点に至り、同小班界を西に進み斜里郡斜里町と清里町との境界線との交点に至り、同境界線を北東に進み、てい線との交点に至り、同点からてい線に沿って東に進み起点に至る線に囲まれた区域を除く。）及び、清里町のうち国有林網走南部森林管理署1077林班イ小班、1080林班イ小班、1081林班イ小班、1082林班ロ小班、1083林班ロ小班、1106林班イ小班、1109林班イ小班的区域、有珠郡大滝村のうち国有林後志森林管理署室蘭事務所213林班わ小班、214林班へ、と及びりからるまでの各小班、215林班いからへまでの各小班、216林班と、ぬ及びびるの各小班、217

班いからへまで、へ、とからぬまで、ぬ、る、わからつまで及びおの各小班、2007林班いからるまで、わからたまで、ね、な及びおの各小班、2008林班い、る、ろ、と、ち、つ及びつ₁の各小班、2009林班い、い₁及びびるからほまでの各小班、2010林班い、い₁、は、れ、ゆ、ゆ₁及びも₂の各小班、2011林班い、る、ろ、は、ぬ、つからうまで、の、や、え、さからゆまで、み、ひ、す及びホの各小班、2012林班いからとまで、と₁、ぬ、る、か、れ、つ、ね、らからうまで、のからふまで、え、て及び口の各小班、2013林班い、は、は₁及びびつの各小班、2051林班い、い₁、る、ろ、は、はからへまで、へ、と、とからと₃まで及びイの各小班、2053林班い、な及びえの各小班、2054林班い、2055林班い、2056林班い、2058林班い及びい₁、2059林班い、2060林班い、る、ろ、からる₃まで、は、はからは₅まで及びに₄の各小班、2067林班いからほまで、ほ₁からほ₅まで、へ、へ₁からへ₄まで及びとの各小班、2068林班る、は、は、はからほ₅まで、へ及びへ₁からへ₆までの各小班、2077林班い、い₁、は、に、に₁からに₃まで、ほからとまで、と₁からと₈まで、ち、ち₂、ち₄及びち₅の各小班的区域及び清水町のうち国有林十勝西部森林管理署18林班い、19林班い及びイの各小班、22林班い、い₁、イ及びイ₁の各小班、23林班い、い₁、る、ろ、からる₃まで、は、ト及びト₁の各小班、24林班い、い₁、い₂、る、は及びイの各小班、26林班い及びびるの各小班、27林班い、い₁及びイ₁の各小班、28林班い、い₁及びイ₁の各小班、33林班る、は、は、はからほ₃まで及びイ₁の各小班、34林班い、い₁、る、は及びイ₁の各小班、35林班い、い₁、お、わ、か、そ、つ及びび口の各小班、36林班い、る、ろ、は及びイ₁の各小班、37林班い及びび口の各小班的区域、河西郡芽室町のうち国有林十勝西部森林管理署257林班い、258林班い、る及びイ₁の各小班、259林班い、る、ろ、及びイ₁の各小班、262林班い、い₁からい₃まで及びイ₁の各小班、263林班い及びび₂65林班的区域及び、中札内村のうち国有林十勝西部森林管理署362林班、363林班い及びイ₁の各小班、364林班い、口及びハの各小班、365林班い、い₁、イから八まで及びホの各小班、366林班い、い₁、イ及び口の各小班、368林班い及びハの各小班、372林班い、373林班い及びニの各小班的区域、広尾郡大樹町のうち国有林十勝西部森林管理署大樹森林管理センター17林班、18林班、19林班い、20林班い、21林班い、22林班い及びい₁の各小班、23林班、24林班い、25林班い、26林班い、27林班い、28林班、29林班、30林班い、る及びとの各小班、40林班い、42から44までの各林班、64林班い、は、は、に、と、ち、イ及び口の各小班、65林班、66林班、67林班い、68林班い、69林班い、70林班い、71林班、72林班い、はからほまで及びへ₁の各小班、73林班、99林班い及びい₁の各小班、100林班い、い₁及びい₂の各小班、101林班い、102林班い、い₁、い₂及びびるの各小班、103林班、104林班、105林班い、106林班い、107林班る及びほの各小班的区域及び、広尾郡のうち国有林十勝西部森林管理署大樹森林管理

センター1006林班い及びびるの各小班、1018林班い、1019林班い、い₁、ろからにまで及びイ₁の各小班、1022林班いからほまでの各小班的区域、足寄郡足寄町のうち国有林十勝東部森林管理署319林班い、りからるまで、る、わ、か、れ、つ、つ₁、お、お、からお₃まで及びイ₁の各小班、320林班、321林班い、る、は、は、る、か、よ、た、れ、お、イ、口及びハの各小班、322林班とからりまで、ぬ₁及びイ₁の各小班、323林班い、に、ほ及びイからハの各小班、324林班いからにまで、と₁、ち、ぬ、ぬ₁及びイ₁の各小班、325林班い、は、に、ほ、へ、イ及び口の各小班、326林班る₂、327林班い、にからとまで、り、ぬ、ぬ₃、お及びイ₁の各小班、329林班と小班的区域、厚岸郡厚岸町のうち国有林根釧西部森林管理署205林班二₂、206林班ハ、207林班へ₁、208林班へ₁、214林班二₂、215林班ハ、216林班ホ、217林班口、218林班口、219林班口、220林班ハ及びニの各小班、221林班ホ、222林班口及びハの各小班、224林班ホ、311林班口、312林班口、及びニの各小班的区域、川上郡標茶町のうち国有林根釧西部森林管理署3403林班わ、よ、た、な、の、き、めからしまで、ひ、ひ₁及びひ₂の各小班、3408林班いからりまで、り₁、ぬ、ぬ₁、ぬ₂、る、わからそまで、そ₁、つからむまで、お、イ、口及びトの各小班、3409林班る、は、に、た、れ、れ、そ、つ、つ₁、ね、な、お、イ及び口の各小班、3410林班と₂及びぬ₁の各小班的区域、根室市のうち国有林根釧東部森林管理署1003林班る、りからるまで、かからたまで、イ及びへ₁の各小班、1004林班い及びトの各小班、1005林班い、い₁、イ、口及びへ₁の各小班、1006林班い、へ及びへ₁の各小班、1007林班る、は、口及びニの各小班、1008林班口、1013林班いからるまで、わからなまで、お、お₂、イ、口、二及びホの各小班、1014林班ハ、1015林班る、わ、か、い、ね、な及びおの各小班、1017林班いからるまで、わ、か、か₁、よ、お、イ、口及びニの各小班、1018林班お、イ及び口の各小班、1019林班ほ、ぬ、る、お、口及びホの各小班、1025林班的区域、標津郡中標津町のうち国有林根釧東部森林管理署448林班いからほまで、は、にからへまで、へ、と、ち、ち₁、りからるまで、わからうまで、の及びおの各小班、449林班よ、よ₂及びよ₁の各小班、454林班いからほまで、ほ、へ、と、ぬ、る、わ、か、たからつまで、らからうまで、のからくまで及びハの各小班的区域及び、標津町のうち国有林根釧東部森林管理署35林班い及びイ₁の各小班、38林班い及びイ₁の各小班、40林班い、は、は、ほからりまで及びイ₁の各小班、41林班い及びイ₁の各小班、44林班い、り、ぬ、かかられまで、つ₁、つ₂、ね、ね、ぬ₂及びぬ₁の各小班、45林班ほ、と、り、る、わ、よからそまで、ら、む、む₁、う、の及びの各小班、46林班た₃、47林班いからほまで、ほ、へ、へ、と、イ及びハの各小班、48林班い及びイ₁から八までの各小班、52林班い及びイ₁の各小班、55林班い及びイ₁から八までの各小班、61林班い、イ及び口の各小班、62林班い、イ及び口の各小班、77林班い及び口の各小班、83林班い、イ及び口の各小班、88林班い、る、イ及び口の各小班、93林班い、イ及び口の

呼 3041 報

解

公

報

北

報

び陸別町、十勝郡浦幌町、釧路市、釧路郡釧路町、厚岸郡厚岸町(ただし、国有林根釧西部森林管理署205林班二₂小班、206林班ハ₁小班、207林班ヘ₁小班、208林班ヘ₁小班、214林班二₂小班、215林班ハ₁小班、216林班ホ₁小班、217林班口₁小班、218林班口₁小班、219林班口₁小班、220林班ハ₁及び二₂の各小班、221林班ホ₁小班、223林班口₁及びハ₁の各小班、224林班ホ₁小班、311林班口₁小班、312林班口₁及び二₂の各小班的区域を除く。)及び浜中町、川上郡標茶町(ただし、国有林根釧西部森林管理署3403林班わ、よ、た、な、の、き、めからしまで、ひ、ひ₁及びひ₂の各小班、3408林班いからりまで、り₁、ぬ、ぬ₁、ぬ₂、る、わからそまで、そ₁、つからむまで、お、イ、口及びトの各小班、3409林班ろ、は、に₁、た、れ、ね、そ、つ、つ₁、ね、な、お、イ及び口の各小班、3410林班と₂及びぬ₁の各小班的区域を除く。)及び弟子屈町、阿寒郡阿寒町及び鶴居村、白糠郡白糠町及び音別町、根室市(ただし、国有林根釧東部森林管理署1003林班ろ、ち、りからるまで、わからたまで、お、イ、ハ、ヘ、ト及びチ₂の各小班、1004林班い及びトの各小班、1005林班い₁、い₁、イ、口₁及びヘ₁の各小班、1006林班い₁、へ及びへの各小班、1007林班ろ、は、口₁及び二₂の各小班、1008林班口₁小班、1013林班いからるまで、わからなまで、お、お₁、お₂、イ、口、二及びホの各小班、1014林班な₁小班、1015林班ろ、わ、か、い、ね、な及びおの各小班、1017林班いからるまで、わ、か、い、よ、お、イ、口及び二₂の各小班、1018林班お、イ及び口の各小班、1019林班ほ、ぬ、る、お、口及びホ₁の各小班、1025林班の区域を除く。)野付郡別海町、標津郡中標津町(ただし、国有林根釧東部森林管理署448林班いかららまで、は、に₁からへまで、へ₁、と、ち、ち₁、りからるまで、わからうまで、の及びおの各小班、449林班よ、よ₂及びよ₄の各小班、454林班いからほまで、ほ、へ、と、ぬ、る、わ、か、たからつまで、らからうまで、のからくまで及びハの各小班的区域を除く。)及び標津町(ただし、国有林根釧東部森林管理署35林班い及びイ₁の各小班、38林班い及びイ₁の各小班、40林班い₁、は、は、ほからり及びイ₁の各小班、41林班い及びイ₁の各小班、44林班い₁、り、ぬ、かかられまで、つ₁、つ₂、ね、ね₁、ね₂及びひ₁の各小班、45林班ほ、と、り、る、わ、よからそまで、ら、む、む₁、う、の及びひ₁の各小班、46林班た₃小班、47林班いからほまで、ほ、へ、へ₁、と、イ及びハ₁の各小班、48林班い及びイ₁から八までの各小班、52林班い及びイ₁の各小班、55林班い及びイ₁から八までの各小班、61林班い₁、イ及び口の各小班、62林班い₁、イ及び口の各小班、77林班い及び口の各小班、83林班い₁、イ及び口の各小班、88林班い₁、ろ、イ及び口の各小班、93林班い₁、イ及び口の各小班、112林班ろ及びイ₁の各小班的区域を除く。)目梨郡羅臼町(ただし、国有林根釧東部森林管理署111林班い及びイ₁から八までの各小班、113林班い₁、ろ及びイ₁から八までの各小班、120林班い及びイ₁から八までの各小班、126林班い及びイ₁から八までの各小班、204林班、205林班は、り、ぬ及び二₂の各小班、206林班ぬ小班、207林班い₁及びハ₁の各小班、208林班いからら

で、れからなまで、な、お₁及びイ₁の各小班、209林班いからへまで、へ₁、とからりまで、る、わからなまで、ね、な、ら、く、や₁からや₃まで、え₁及びイ₁の各小班、211林班、212林班の区域及び、ソヌケ川右岸河口とてい線との交点を起点とし、同点から同川右岸を上流に進み国有林根釧東部森林管理署227林班と228林班の林班界に至り、同林班界を北に進み227林班、228林班及び229林班の林班界との交点に至り、同点から228林班と229林班の林班界を東に進み国有林界に至り、同国有林界を北、北西に順次進み、国道334号線との交点に至り、同国道に沿い南東に進み、道道知床公園羅臼線との交点に至り、この点から見通し線を南東に進み、てい線との交点に至り、同点からてい線を南に進み起点に至る線で囲まれた区域を除く。(ただし、同町礼文町に所在する民有林17林班2から8まで、11から13まで、16、19から28まで、30から35までの各小班並びに同17林班2、3、5、6、7、19、20、22、27の各小班に囲まれた町営スキー場の区域を除く。))

イ 捕獲の制限の内容

平成14年11月1日から平成15年1月31日までの間、1人1日当たり3頭を超えての捕獲を禁止する。また、1人1日当たり1頭を超えてのオスジカの捕獲を禁止する。ただし、同一日において(2)のア、(3)のア又は(4)のアの区域においてオスジカ1頭を捕獲した場合は、この区域でのオスジカの捕獲を禁止し、さらにオスジカ2頭を超えての捕獲を禁止する。また、同一日において(2)のア又は(4)のアの区域においてオスジカ1頭を捕獲した場合は、この区域でのオスジカ各1頭又はオスジカ2頭を超えての捕獲を禁止する。さらに、同一日において、(2)のア又は(4)のアの区域においてオスジカを2頭捕獲した場合は、この区域でのシカ1頭を超えての捕獲を禁止する。なお、同一日において、(2)のア又は(4)のアの区域においてオスジカ各1頭を捕獲した場合は、この区域でのオスジカ1頭を超えての捕獲を禁止し、オスジカの捕獲を禁止する。

(2)ア 捕獲の制限をする区域

夕張市、岩見沢市、芦別市、空知郡栗沢町、夕張郡由仁町及び栗山町、旭川市、士別市、名寄市、富良野市、上川郡鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町(ただし、国有林上川中部森林管理署上川事務所304林班はからほまでの各小班、305林班ろ小班、306林班い₁小班、307林班い₁、ろ及びハ₁の各小班、308林班い₁及びろの各小班、311林班い₁及びろの各小班、312林班いからほまで及びへの各小班的区域を除く。)東川町(ただし、国有林上川中部森林管理署323林班い₁小班、325林班、326林班は、チ及びリ₁の各小班、327から329までの各林班の区域を除く。)美瑛町(ただし、国有林上川中部森林管理署331林班、333林班、334林班、337林班い₁小班、338林班い₁小班、339林班い₁小班、340林班い₁小班、341林班い₁小班、342林班い₁小班、343林班い₁小班、344から349までの各林班の区域を除く。)空知郡上富良野町、中富良

野町及び南富良野町（ただし、国有林上川南部森林管理署29林班いからはまで及びすの各小班、30林班へ、ち、ぬ、る、わからたまで及びイの各小班、33林班いからへまで、イ及びロの各小班、35林班いからちまで、イ及びロの各小班、44林班ほ及びへの各小班、45林班いからるまで、イ及びロの各小班、47林班はからほまでの各小班、49林班い及びロの各小班、51林班いからはまで、ほ、へ、り及びハの各小班、52林班い及びイの各小班、53林班い、はからほまで、とからるまで、わからよまで、イからハまで及びホからトまでの各小班、57林班い、に、に₀₁、へ₀₁、せ、す及びひんの各小班、58林班い、は及びなからうまでの各小班、59林班いからはまで及びあからゆまでの各小班、60林班いからはまで及びなからむまでの各小班、61林班いからはまで及びあからみまでの各小班、63林班は、と、ち、る、わからたまで、つ、ね、お及びイの各小班、143林班い、わ及びかの各小班、144林班いからはまでの各小班、146林班い及びろの各小班、148林班いからりまで、る、わからたまで、お及びホの各小班、152林班いい小班、155林班いからはまでの各小班、157林班い、ぬ、る、わ、か、た、つ及びおの各小班、158林班い、ぬ、よ、た及びおの各小班、159林班い、は、に、に、ぬ、か及びれの各小班、160林班いからりまで、る、か、お、二及びホの各小班的区域を除く。）、勇払郡占冠村、上川郡和寒町、剣淵町、朝日町、風連町及び下川町、中川郡美深町、音威子府村及び中川町、稚内市、宗谷郡猿払村、枝幸郡浜頓別町、中頓別町、枝幸町及び歌登町、天塩郡豊富町、苫小牧市、白老郡白老町、勇払郡早来町、追分町、厚真町、鶴川町及び穂別町、沙流郡日高町（ただし、国有林日高北部管理署66林班ろ、に、ほ、イ₂及びロからへまでの各小班、67林班ろ小班、104林班い₃小班、105林班い₁、ろ、に、ほ、ち、イ及びロ₁の各小班、106林班い₁、は、に₂、イ及びロ₁の各小班、108林班ろ、と及びイの各小班、109林班い₂、ろ、り、ぬ及びイの各小班、110林班い₁、ろ、に、ほ、とからるまで、かかられまで、つ及びイの各小班、111林班い₁、ろ、ち、イ及びロの各小班、171林班い₁、ろ及びイの各小班、172林班い₂、い₅、い₆、ろ、は、に₁、に₂、と、よ及びイの各小班、173林班い₁、ろ、ち及びロの各小班、174林班ろ、ち及びロの各小班、177林班、230林班い₃、い₄及びろ₂の各小班、231から234までの各林班、235林班い及びろの各小班、236林班い及びろの各小班、237林班、238林班い₁、い₂、ろ₂及びろ₃の各小班、239林班ろ₁小班、241林班い₁、ろ及びは₁の各小班、242林班、243林班いからはまでの各小班、244林班いからはまでの各小班、245林班、246林班い₁、ろ、に₁及びに₂の各小班的区域を除く。）、平取町（ただし、国有林日高北部森林管理署142林班いからほまでの各小班、1143林班い₁、にからへまで及びイの各小班、1144林班い₁、ろ及びに₂の各小班的区域を除く。）及び門別町、新冠郡新冠町（ただし、国有林日高南部森林管理署1067林班ろ、に及びほの各小班、1068林班い₁及びろの各小班、1069林班いからにまでの各小班、1070林班へからちまで、ハ及び二の各小班、1077林班いからへまで、ハ及び二の各小班、1078林班い₃、ほ及びへ₁の各

小班、1079林班いからはまでの各小班、1080林班い₄、い₅、ほ₃及び二₂の各小班、1081林班いからにまで、二及びホの各小班、1082林班いからはまで及びイの各小班、1083林班いからはまでの各小班、1084林班い及びイの各小班、1085林班いからはまでの各小班、1086林班はからへまでの各小班、1087林班い₁、い₄、は、に及びイの各小班、1088林班はからほまでの各小班、1089林班ろからほまで、イ及びロの各小班、1093林班い、は、へからちまで、わ及びイから二までの各小班、1094林班ろからにまで及びイからホまでの各小班的区域を除く。）、静内郡静内町（ただし、国有林日高南部森林管理署33林班い₂、ろ₃、イからハまで及び二₁の各小班、46林班、47林班、48林班い₁、ろ₁、ろ₂及びに₁の各小班、52林班、53林班い₁からい₃まで、ろ₁からろ₄まで、ハ及び二₂の各小班、54林班い₁、い₂及びろ₁からろ₃までの各小班、55林班い₁、い₂、ろ₁からろ₃まで及びは₁の各小班、56林班い₁、ろ₁、ろ₂、ハ及び二₂の各小班、57林班い₆、い₇、ろ₁からろ₅まで、ハ₂及びホ₂の各小班、60林班い₁、ろ₁、ろ₂、イ及びロ₁の各小班、172林班ろ₃、ろ₄及びイからハまでの各小班、173林班ろ₂、ろ₃及びハの各小班、174林班ろ₂、ろ₃及び二₂の各小班、175林班い₂、ろ₃からろ₅まで及びハの各小班、179林班い₄、ろ₃及びろ₄の各小班、180林班い₄及びろ₃の各小班、181林班、182林班、183林班い₁、ろ及びハの各小班、184林班い₁、ろ、ハ及び二₂の各小班、185林班い₁、ろ及びハの各小班、186林班い及びろの各小班、187林班ろ₁、ろ₃、ろ₄、は及びイからハまでの各小班、188林班ろ₁、ろ₂、ほ、イ及びロの各小班、189林班い₁、ろ₁及びろ₂の各小班、190林班ろ₁、ろ₂、は及びイの各小班、191林班ろ₁、ろ₂、ち₁及びイの各小班、196林班い₂、い₃、ろ₁、ろ₂及びイの各小班、197林班い₁、ろ及びハの各小班、198林班い及びろの各小班、199林班、201林班ろからろ₃まで、は₁、は₂及びち₁の各小班、202林班い₁、ろ₁、ろ₂、は及びロの各小班、203林班い及びろの各小班、204林班い及びろの各小班、206林班い₁、は及びに₂の各小班、207林班い₁、い₂、ろ₁、ろ₄及びハ₁の各小班、208林班い₂小班、209林班い₁及びろ₃の各小班、215林班い₄、い₅、ろ₁、ろ₂及びハ₂の各小班、216林班い₃及びろ₁の各小班、217林班ろ₁及びろ₂の各小班的区域を除く。）、三石郡三石町、浦河郡浦河町（ただし、国有林日高南部森林管理署浦河事務所15林班い₁、ろ₁及びろ₂の各小班、16林班い及びろ₁からろ₉までの各小班、17林班い₂、い₄、ろ₁及びは₁の各小班、22林班い₄からい₆まで、ろ₁、ろ₂及びは₁の各小班、23林班い₁、い₂、ろ及びは₁の各小班、24林班いからはまでの各小班、25林班いからはまでの各小班、26林班い及びろの各小班、27林班い₁、ろ₁、ろ₂、は₁及びは₂の各小班、28林班い₈からい₁₀まで、は₂及びに₂の各小班、87林班い₁、ろ₁、ろ₂及びイの各小班、90林班、91林班い₁及びい₂の各小班、92林班い₁及びい₂の各小班、93林班い₁からい₃までの各小班、94林班い₃、ろ₁及びろ₂の各小班、95林班ろ₁からろ₄まで及びイの各小班、102林班い₆からい₉まで及びろ₃の各小班、110林班、111林班い₃及びろの各小班、112林班い及びろ₁からろ₃までの各小班、113林班い及びろ₁からろ₄までの各

呼 3 0 4 1 第 1 号

呼 3041 第

警 公 捕

北 興 道 公 捕

小班、114林班い₃及びい₂の各小班的区域を除く。)、様似郡様似町、幌泉郡えりも町。

イ 捕獲の制限の内容

平成14年11月1日から平成15年1月31日までの間、1人1日当たり2頭を超えての捕獲を禁止する。また、1人1日当たり1頭を超えてのオスジカの捕獲を禁止する。ただし、同一日において(1)のア、(3)のア又は(4)のアの区域においてオスジカを捕獲した場合は、この区域でのオスジカの捕獲を禁止し、さらにメスジカ1頭を超えての捕獲を禁止する。また、同一日において(1)のア又は(4)のアの区域においてメスジカを1頭を捕獲した場合は、この区域での1頭を超えての捕獲を禁止する。さらに、同一日において(1)のア、(3)のア又は(4)のアの区域においてシカを合計2頭以上捕獲した場合、この区域での捕獲を禁止する。

(3)ア 捕獲の禁止及び制限区域

美幌市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、空知郡北村、南幌町、奈井江町及び上砂川町、夕張郡長沼町、樺戸郡月形町、浦臼町及び新十津川町、雨竜郡妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町及び幌加内町、留萌市、増毛郡増毛町、留萌郡小平町、苫前郡苫前町、羽幌町及び初山別村、天塩郡遠別町、天塩町及び幌延町、室蘭市、登別市、伊達市、虻田郡豊浦町、虻田町及び洞爺村、有珠郡大滝村(ただし、国有林後志森林管理署室蘭事務所213林班わい班、214林班へ、と及びりからるまでの各小班、215林班いからへまでの各小班、216林班と、ぬ及びびの各小班、217林班り及びびぬの各小班、218林班い、ろ及びびの各小班、219林班は、に、へ、と及びびの各小班、220林班ぬ及びびの各小班、229林班ろ、イ及びびの各小班、230林班い、イ及びびの各小班、231林班ほ小班、238林班ほ小班、239林班い及びびの各小班、243林班ほ及びびの各小班、248林班に及びびの各小班、249林班い、い₂及びろからへまでの各小班、250林班い、に及びびの各小班、254林班と小班、255林班い、ろ及びびの各小班、256林班い、い₂、ろ及びびの各小班、257林班い及びびの各小班、258林班い、ろ及びびの各小班的区域を除く。)及び仕置町。

イ 捕獲の禁止及び制限の内容

平成14年11月1日から平成15年1月31日までの間、メスジカの捕獲及び1人1日当たり1頭を超えてのオスジカの捕獲を禁止する。ただし、同一日において(1)のア、(2)のア又は(4)のアの区域においてオスジカを捕獲した場合、この区域でのシカの捕獲を禁止する。

(4)ア 捕獲の禁止及び制限区域

根室市所在の国有林根釧東部森林管理署2003林班ち₁、わ、お、八、ト及びち₂の各小班的区域
イ 制限の内容

(ア) 平成15年1月1日から31日までの間、捕獲を禁止する。

(イ) 平成14年11月1日から12月31日までの間、1人1日当たり3頭を超えての捕獲を禁止する。また、1人1日当たり1頭を超えてのオスジカの捕獲を禁止する。ただし、同一日において(1)のア、(2)のア又は(3)のアの区域においてオスジカ1頭を捕獲した場合は、この区域でのオスジカの捕獲を禁止し、さらにメスジカ2頭を超えての捕獲を禁止する。また、同一日において(1)のア又は(2)のアの区域においてメスジカ1頭を捕獲した場合は、この区域でのオスジカメスジカ各1頭又はメスジカ2頭を超えての捕獲を禁止する。さらに、同一日において、(1)のア又は(2)のアの区域においてメスジカを2頭捕獲した場合は、この区域でのシカ1頭を超えての捕獲を禁止する。

なお、同一日において、(1)のア又は(2)のアの区域においてオスジカメスジカ各1頭を捕獲した場合は、この区域でのメスジカ1頭を超えての捕獲を禁止し、オスジカの捕獲を禁止する。

北海道告示第1546号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、次のとおり定款の変更(国際パークゴルフ協会にあっては役員及び会計に関する変更、大人のエイデーエイチデーの会にあっては総会の定足数に関する変更、自立生活センターさつぽろにあっては事業に関する変更、清水町寝たきり・痴呆と歩む会にあっては名称、目的及び事業に関する変更、介護グループむらさきにあっては事業に関する変更)の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

平成14年9月27日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 申請のあった年月日 平成14年8月5日

(2) 特定非営利活動法人の名称 国際パークゴルフ協会

(3) 代表者の氏名 前原 懿

(4) 主たる事務所の所在地 北海道中川郡幕別町錦町66番地の2

(5) 定款に記載された目的 この法人は、国内における、パークゴルフ全般の統一と、これを代表する団体として、パークゴルフの普及振興を図り、もって人々の心身の健全な発達と生涯スポーツの振興に寄与するとともに、パークゴルフを広く海外の国々に紹介し普及振興を図る事を目的とする。

2(1) 申請のあった年月日 平成14年8月6日

<p>(2) 特定非営利活動法人の名称 大人のイーデイナーイーデイナーの会</p> <p>(3) 代表者の氏名 白井 由佳</p> <p>(4) 主たる事務所の所在地 北海道札幌市白石区栄通2丁目12番1 - 201号</p> <p>(5) 定款に記載された目的 この法人は、大人の注意欠陥多動障害（イーデイナーイーデイナー）に悩む人たちが、本来持つ能力を最大限生かして生活していくことができるよう、その実体を把握し、社会的認知度を広めることに寄与することを目的とする。</p>	<p>3(1) 申請のあった年月日 平成14年8月23日</p> <p>(2) 特定非営利活動法人の名称 自立生活センターさつぼろ</p> <p>(3) 代表者の氏名 佐藤喜美代</p> <p>(4) 主たる事務所の所在地 北海道白石区南郷通14丁目南2番2号 ニュー南郷サンプラザ1階</p> <p>(5) 定款に記載された目的 この法人は、障害を持つ人々が地域の中で自立した生活を送ることができる社会を実現するため、障害を持つ人々の自立生活や社会参加などに関する事業を障害を持つ当事者が主体となって行い、もって社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>
<p>4(1) 申請のあった年月日 平成14年9月6日</p> <p>(2) 特定非営利活動法人の名称 清水町寝たきり・痴呆と歩む会</p> <p>(3) 代表者の氏名 阿部 武</p> <p>(4) 主たる事務所の所在地 北海道上川郡清水町北3条西7丁目10番地1</p> <p>(5) 定款に記載された目的 この法人は、地域の人々が寝たきりや痴呆にならないための研修会や講習会を行うとともに寝たきりや痴呆を介護している人を支援するなど社会福祉に寄与することを目的とする。</p>	<p>5(1) 申請のあった年月日 平成14年9月11日</p> <p>(2) 特定非営利活動法人の名称 介護グループむらさき</p> <p>(3) 代表者の氏名 米田久美子</p> <p>(4) 主たる事務所の所在地 北海道札幌市東区北12条東15丁目3番1 - 101号</p> <p>(5) 定款に記載された目的 この法人は、地域に根ざした在宅介護の視点から、介護を必要とする人達が、地域の中で安心して生き生</p>

き暮らすことができるよう、介護型・家事ヘルパーサービス事業などの福祉サービス事業を行い、新しい相互扶助の地域づくりに寄与することを目的とする。

北海道告示第1547号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年9月27日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
ア 全自動洗濯機 1台
イ 全自動ガス乾燥機 1台
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書のとおり
 - (3) 納入期日 平成14年11月15日
 - (4) 納入場所 北海道立福祉村（空知郡栗沢町字最上350 - 1）
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
- 3 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部総務課
- 4 入札執行の場所及び日時
- | | |
|----------|-------------------------------------|
| (1) 入札場所 | 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁別館4階 共用B会議室 |
| (2) 入札日時 | 平成14年10月25日 午後2時 |
| (3) 開札場所 | (1)に同じ。 |
| (4) 開札日時 | (2)に同じ。 |
- 5 入札保証金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
 - (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」とい

第3041報

う。)第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部障害者保健福祉課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便又は電報による入札

認めないものとする。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提 出 期 限 平成14年10月11日
- (2) 提 出 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部障害者保健福祉課

11 そ の 他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの告示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- ア 名 称 北海道保健福祉部障害者保健福祉課
- イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 725

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1548号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成14年9月27日

北海道知事 堀 達 也

名 称 又 は 氏 名	所 在 地 又 は 住 所	指 定 年 月 日
医療法人社団 すみえ医院	小樽市新光1丁目21番1号	平成14. 8. 1
医療法人萌佑会 岩見沢脳神経外科	岩見沢市8条西19丁目8 - 6	同
千歳 脳 神 経 外 科	千歳市日の出1丁目1番40号	同 14. 8. 15
三上内科・呼吸器科クリニック	同 東郊1丁目4 - 18 東郊メヂ イカルビル1F	同 13. 10. 15
医療法人社団開耳会 千歳耳鼻咽喉科	千歳市東郊1丁目4番18号 東郊メヂイカル2F	同 14. 7. 15
医療法人社団 小熊内科医院	伊達市山下町159番地7	同 14. 8. 1
医療法人社団 宮村内科医院	亀田郡七飯町字本町241番地3	同
訪問看護ステーション「のぞみ」	岩内郡岩内町字高台209番2	同 14. 4. 1
医療法人社団北楡会 た歯科クリニック	苫小牧市字沼ノ端165番5	同 14. 8. 13
はたけやま歯科クリニック	伊達市竹原町36番5	同 14. 8. 2
カモメデンタルクリニック	檜山郡江差町字新地町131番地の11	同 14. 7. 1
こなみ歯科クリニック	夕張郡長沼町本町北1丁目1 - 29	同 14. 8. 19
医療法人社団紫岳会 たま歯科クリニック	空知郡中富良野町字中富良野市街地	同 14. 7. 1
ア ッ プ ル 調 剤 薬 局	有珠郡壮瞥町字滝之町284番地24	同 14. 8. 5

北海道告示第1549号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関等から次のとおり届出があった。

平成14年9月27日

北海道知事 堀 達 也

名 称 又 は 氏 名	所 在 地 又 は 住 所	届 出 の 内 容
安達皮膚科泌尿器科医院	小樽市稲穂1丁目8番15号	平成13. 8. 17 廃止
耳鼻咽喉科・産婦人科 かいえ医院	新光1丁目21番1号	同 14. 7. 31 同

報 奨 団 公 報

桃井耳鼻咽喉科医院	帯広市大通南9丁目16番地	平成14.7.28	廃止
岩見沢脳神経外科	岩見沢市8条西19丁目8-6	同 14.7.31	同
尾立医院	留萌市本町3丁目50	同 14.6.28	同
小熊内科医院	伊達市山下町159番地7	同 14.7.31	同
二神眼科医院	亀田郡七飯町字本町241番地3	同	同
訪問看護ステーション「のぞみ」	岩内郡岩内町字高台83-15	同 13.8.1	同
カモメデンタルクリニック	同 字栄171番地2	同 14.3.31	同
なかつ歯科クリニック	樺山郡江差町字姥神町101	同 14.6.30	同
入船十字街薬局	空知郡中富良野町字中富良野市街地	同	同
日本調剤帯広東薬局	小樽市入船2丁目4番2号	同 14.7.31	同
富川調剤薬局	帯広市東6条南10丁目1-2ク ラツクスハイム帯広1F	同	同
しらかば薬局西12条店	沙流郡門別町富川南1丁目2番46号	同 14.8.15	同
	帯広市西12条北2丁目4番地5	同 14.7.27	変更(名称)
	(変更前) しらかば薬局西12条店 (変更後) しらかば調剤薬局帯広店		
有限会社しらかば調剤薬局	河東郡音更町大通16丁目3番地5	平成14.7.27	変更(名称)
	(変更前) 有限会社しらかば調剤薬局 (変更後) しらかば調剤薬局音更店		

北海道告示第1550号

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定により、平成14年度砂利採取業務
 主任者試験を次のとおり実施する。

- 平成14年9月27日
- 北海道知事 堀 達也
- 試験期日及び試験時間 平成14年11月8日(金)午前10時から正午まで
 - 試験地及び試験場所
 (1) 試験地 札幌市、函館市、江差町、倶知安町、岩見沢市、旭川市、留萌市、稚内市、網走市、室蘭市、浦河町、帯広市、釧路市及び根室市
 (2) 試験場所 受験票により受験者に通知する。
 - 試験科目
 (1) 砂利の採取に関する法令

- 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)
- 受験願書提出先 受験希望地に所在する支庁の経済部商工労働(観光)課に提出すること。
- 受付期間及び受付時間 平成14年10月1日(火)から23日(水)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時15分まで。なお、郵送の場合は、平成14年10月23日(水)までの消印のあるものに限り受け付ける。

提出書類

- 受験願書(砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和43年通商産業省令第80号)様式第9によること。)
- 写真(手札型とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものであること。)
- 受験手数料 受験手数料(8,000円)は、北海道収入証紙で納付するものとし、受験願書の所定欄にこれをはり付けること。
- その他 受験に關して不明な点があるときは、最寄りの支庁経済部商工労働(観光)課、後志支庁小樽商工労働事務所又は北海道経済部資源エネルギー課に照会すること。

北海道告示第1551号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

- 平成14年9月27日
- 北海道知事 堀 達也
- 保安林予定森林の所在 苫前郡羽幌町大字焼尻字緑岡20の1・21の1・33の1・34の1・68(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 指定の目的 風害の防備
 - 指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道留萌支庁経済部林務課及び羽幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林予定森林の所在 天塩郡遠軽町字金浦228 (次の図に示す部分に限る。)

場所

(2) 指定の目的 風害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

イ 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道留萌支庁経済部林務課及び遠別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1552号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成14年9月27日

北海道知事 堀 達 也

1 保安林の所在場所 山越郡長万部町字豊津261の1 (次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支

庁経済部林務課及び長万部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1553号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成14年9月27日

北海道知事 堀 達 也

1 解除予定保安林の所在 天塩郡豊富町字上サロベツ1589の1 (次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定され 土砂の流出の防備

た目的

3 解除の理由 指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を北海道宗谷支庁経済部林務課及び豊富町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1554号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成14年9月27日

北海道知事 堀 達 也

1 解除予定保安林の所在 亀田郡七飯町（国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定され 名所又は旧跡の風致の保存

た目的

3 解除の理由 道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び七飯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1555号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成14年9月27日

北海道知事 堀 達 也

1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）

2 作業期間 平成14年10月1日から12月16日まで

3 作業地域 大野町

北海道告示第1556号

室蘭開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成14年9月27日

北海道知事 堀 達也

- 1 作業種類 公共測量（1級基準点測量）
- 2 作業期間 平成14年10月9日から12月16日まで
- 3 作業地域 三石町

北海道告示第1557号

網走開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成14年9月27日

北海道知事 堀 達也

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所 路線名 区 間 変更前後の別

余市赤井川線	余市郡赤井川村字都93番9地先から 余市郡赤井川村字都95番1地先まで	前	27.00mから 56.00mまで	300.00m	—	北海道小樽土木現業所
千歳 鶴川線	勇払郡厚真町錦町1番1地先から 勇払郡厚真町新町194番地先まで	前	16.00mから 26.70mまで	999.00m	—	北海道室蘭土木現業所
		後	27.00mから 56.00mまで	300.00m	—	
		後	16.00mから 26.70mまで	999.00m	—	
		後	18.50mから 59.50mまで	1,025.52m	—	
根室半島線	根室市瑠璃瑠1丁目117番1地先から 根室市綱沙布92番1地先まで	前	16.80mから 27.00mまで	911.04m	—	北海道釧路土木現業所
		後	20.00mから 27.00mまで	911.04m	—	

- 1(1) 作業種類 公共測量（1・2級基準点測量）
 - (2) 作業期間 平成14年4月2日から9月5日まで
 - (3) 作業地域 紋別市、滝上町
- 2(1) 作業種類 公共測量（2級基準点測量）
 - (2) 作業期間 平成14年5月27日から9月5日まで
 - (3) 作業地域 斜里町

北海道告示第1558号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年9月27日

北海道告示第1559号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

<p>(1) 位置 上磯郡知内町字小谷石48番、49番1、49番2、50番1及び50番2地先の公有水面</p> <p>(2) 区域 次のK-1の地点からK-7の地点までを順次に結んだ線及びK-1の地点とK-7の地点とを結んだ線によって囲まれた区域(日本測地系による測量の成果を使用)</p> <p>K-1の地点 2級基準点 H10 2-01 (北緯41度31分48秒0699 東経140度25分29秒8495 X = -274.313.312 Y = 14.598.375) から方向角47度36分15秒の方向158.51mの地点</p> <p>K-2の地点 K-1の地点から方向角326度20分33秒の方向0.49mの地点</p> <p>K-3の地点 K-2の地点から方向角48度48分00秒の方向91.29mの地点</p> <p>K-4の地点 K-3の地点から方向角171度10分42秒の方向2.43mの地点</p> <p>K-5の地点 K-4の地点から方向角185度57分23秒の方向3.83mの地点</p> <p>K-6の地点 K-5の地点から方向角183度37分55秒の方向4.06mの地点</p> <p>K-7の地点 K-6の地点から方向角139度20分14秒の方向4.25mの地点</p> <p>(3) 面積 545.42m²</p> <p>4 埋立てに関する工事の施行区域</p> <p>(1) 位置 上磯郡知内町字小谷石48番、49番1、49番2、50番1及び50番2地先</p> <p>(2) 区域 次のアの地点からソの地点までを順次に結んだ線及びアの地点とソの地点とを結んだ線によって囲まれた区域(日本測地系による測量の成果を使用)</p> <p>アの地点 2級基準点 H10 2-01 (北緯41度31分48秒0699 東経140度25分29秒8495 X = -274.313.312 Y = 14.598.375) から方向角54度57分35秒の方向156.70mの地点</p> <p>アの地点から方向角23分03秒の方向20.79mの地点</p> <p>イの地点から方向角326度26分07秒の方向6.85mの地点</p> <p>エの地点から方向角238度20分34秒の方向0.68mの地点</p> <p>オの地点から方向角326度22分16秒の方向17.14mの地点</p> <p>カの地点から方向角56度23分24秒の方向0.40mの地点</p> <p>キの地点から方向角48度48分23秒の方向105.15mの地点</p> <p>クの地点から方向角170度53分48秒の方向12.65mの地点</p> <p>ケの地点から方向角260度53分23秒の方向1.02mの地点</p> <p>コの地点から方向角172度46分05秒の方向1.26mの地点</p> <p>サの地点から方向角260度04分39秒の方向0.39mの地点</p> <p>シの地点から方向角171度11分19秒の方向17.60mの地点</p>	<p>又の地点 セの地点 ソの地点</p> <p>(3) 面積 4.646.38m²</p> <p>5 埋立地の用途 漁港施設用地</p> <p>北海道告示第1563号 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを承認した。 平成14年9月27日</p> <p>1 承認の年月日 平成14年9月13日</p> <p>2 承認を受けた国の官庁 農林水産省 東京都千代田区霞が関1の2の1 農林水産大臣 武部 勤</p> <p>3 埋立区域</p> <p>(1) 位置 三石郡三石町字本町25番1及び25番4地先の公有水面</p> <p>(2) 区域 次の①の地点から⑩の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑩の地点とを結んだ線によって囲まれた区域(日本測地系による測量の成果を使用)</p> <p>①の地点 三石漁港原点(北緯42度14分42秒734、東経140度33分18秒094(X = -194.863.350、Y = 25.168.860))から方向角105度03分57秒の方向208.00mの地点</p> <p>②の地点から方向角189度44分48秒の方向112.85mの地点</p> <p>③の地点から方向角99度46分28秒の方向2.41mの地点</p> <p>④の地点から方向角189度46分02秒の方向7.19mの地点</p> <p>⑤の地点から方向角279度43分37秒の方向18.72mの地点</p> <p>⑥の地点から方向角9度43分25秒の方向4.76mの地点</p> <p>⑦の地点から方向角99度43分18秒の方向5.30mの地点</p> <p>⑧の地点から方向角279度43分18秒の方向5.30mの地点</p> <p>⑨の地点から方向角9度42分49秒の方向1.49mの地点</p> <p>⑩の地点から方向角99度32分35秒の方向12.25mの地点</p> <p>(3) 面積 1.374.66m²</p>
--	--

第1403号

報 奨 状

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位 置 三石郡三石町字本町4番5、4番13、25番1、25番4及び535番地先

(2) 区 域 次のイの地点からリの地点までを順次に結んだ線及びイの地点とリ
の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量
の結果を使用）

イの地点 三石漁港原点（北緯42度14分42秒734、東経140度33分18秒094（X
= -194,863.350、Y = 25,168,860））から方向角102度17分15秒の
方向140.89mの地点

ロの地点 イの地点から方向角99度32分23秒の方向66.36mの地点

ハの地点 ロの地点から方向角189度46分46秒の方向112.85mの地点

ニの地点 ハの地点から方向角189度44分48秒の方向112.85mの地点

ホの地点 ニの地点から方向角99度46分28秒の方向2.41mの地点

ヘの地点 ホの地点から方向角189度46分01秒の方向30.00mの地点

トの地点 ヘの地点から方向角99度53分48秒の方向2.38mの地点

チの地点 トの地点から方向角189度50分00秒の方向7.18mの地点

リの地点 チの地点から方向角279度43分32秒の方向71.07mの地点

(3) 面 積 10,932.73m²

5 埋立地の用途 漁港施設用地

北海道告示第1564号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり
変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成14年9月27日

北海道知事 堀 達 也

1 都市計画の種類 道路

2 都市計画を定めた土地の区域

種 別 名 称 起 点 終 点 主 な 経 過 地

幹線街路 3・4・46号 見晴公園 函館市湯川町 函館市見晴町 函館市榎本町

幹線街路 3・3・101号 外環状線 上磯町七重浜 函館市湯川町 函館市美原1

（縦覧に供する都市計画の図書のとおりに）

北海道告示第1565号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の
規定により、次に掲げる市町村が変更した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課
に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成14年9月27日

北海道知事 堀 達 也

都 市 計 画 の 種 類 市 町 村 名
室蘭圏都市計画道路 伊 達 市
美唄奈井江都市計画火葬場 美 唄 市
留萌都市計画火葬場 留 萌 市

北海道告示第1566号

平成9年北海道告示第1274号（補助金等の交付に関する権限の委任）の一部を次のように
改正する。
平成14年9月27日

北海道知事 堀 達 也

経済部所管の事項に次の1項を加える。

21 新規高卒未就業者能力開発支援事業 同

水産林務部所管の事項に次の1項を加える。

54 森林整備地域活動支援推進事業 同

公 報

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決
定した。
平成14年9月27日

北海道知事 堀 達 也

北海道社会貢献賞

市（区）町村名 氏名又は団体名 功 績 の 内 容

札幌市東区 宮 崎 秀 雄 住民運動実践功勞

同 清田区 林 川 昭 茂 同

同 中央区 細 川 昭 一 同

同 良野市 赤 塚 健 同

同 標津町 小 野 弘 同

自治労函館環境衛生労働組合 執行委員長 横山 昭から、平成14年9月17日、次のとおり
り争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通
知があった。
平成14年9月27日
北海道知事 堀 達也

1 事 件 越冬手当協定破棄に関する係争
2 日 時 平成14年10月1日午前8時30分以降本問題解決に至るまでの期間
3 場 所 函館環境衛生株式会社において、自治労函館環境衛生労働組合の組合
員が従事する全職場
4 概 要 あらゆる形の争議行為を行う。

取 止 指 示

北海道網走支庁告示第22号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工
事は、完了した。
平成14年9月27日

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 北海道網走支庁長 太田 敏夫
網走郡美幌町字青葉2丁目4-40 ほか13筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 網走郡美幌町字稲美90番地122
坂田 一郎
- 3 開発許可年月日及び番号 平成14年8月5日 網建指第14-9号

独立農業大学校告示

北海道立農業大学校告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ドラケシユで作成された政府調達に関する
協定の適用を受ける。
平成14年9月27日
北海道立農業大学校長 安 東 正 史

- 1 入札に付する事項
(1) 調達をする賃借物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）
校内LANシステム サーバー関連機器 一式

(2) 調達をする賃借物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 納 入 期 限 平成14年12月1日
(4) 契 約 期 間 平成14年12月1日から平成15年3月31日まで。ただし、予算
の範囲内で、平成19年11月30日を限度に当該契約期間を延長
することが有り得る。

(5) 納 入 場 所 北海道立農業大学校
2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃借の
資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 納入した賃借物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備され
ていることを証明した者であること。
- (4) 当該賃借物品に関し、要求仕様書に記載のハードウェア要件等を満たしていることを
証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定によ
る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定め
るところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければ
ならない。

ア 申 請 の 時 期 平成14年10月21日から24日まで
イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな
ければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 089 - 3675 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1
北海道立農業大学校総務部総務課
電話番号 01562 - 4 - 2121

4 契約条項を示す場所

北海道中川郡本別町西仙美里25番地1
北海道立農業大学校総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1 北海道立農業大学校
会議室（郵送による場合は、郵便番号 089 - 3675 北海道立
農業大学校総務部総務課）
平成14年11月7日（木）午後1時30分
(郵送による場合は、平成14年11月6日 午後5時必着)
- (2) 入 札 日 時

第 1403 号

<p>(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。</p>	<p>(1)に同じ。 (2)に同じ。</p>
<p>6 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。</p>	<p>入札保証金は、免除する。</p>
<p>7 入札説明書の交付に関する事項</p>	<p>入札説明書の交付に関する事項</p>
<p>(1) 交 付 場 所</p>	<p>郵便番号 089 - 3675 北海道中川郡本別町西仙美里25番地 1 北海道立農業大学校総務部総務課 電話番号 01562 - 4 - 2121</p>
<p>(2) 交 付 方 法</p>	<p>(1)の場所で交付する。</p>
<p>8 落 札 者 の 決 定 方 法</p>	<p>北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第151条第1項の規定により定めた予定価格 (1月当たりの単価) の制限の範囲内で最低の価格 (1月当たりの単価) をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。</p>
<p>9 契 約 書 作 成 の 要 否</p>	<p>契 約 書 作 成 の 要 否</p>
<p>10 そ の 他</p>	<p>そ の 他</p>

<p>(6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 II Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : Description : Personal computer server suite Quantity : 1 B. Bid tendering date time : 1: 30 P. M., November 7, 2002 C. Contact : General Affairs Dept. Hokkaido College of Agriculture, 25-1 Nishisenbiri, Honbetu-cho, Nakagawa-gun, Hokkaido, 089-3675 Japan Phone : 01562-4-2121</p>	<p>根室根室教育庁長</p>
<p>北海道教育庁根室教育局告示第2号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成14年9月27日</p>	<p>北海道教育庁根室教育局長 青 木 良 夫</p>
<p>1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ 84台</p>	<p>北海道教育庁根室教育局企画総務課経理学校管理係</p>
<p>2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁根室教育局企画総務課経理学校管理係 (2) 所在地 郵便番号 087 - 8588 北海道根室市常盤町3丁目28番地 電話番号 01532 - 3 - 6131 内線 3115</p>	<p>北海道教育庁根室教育局企画総務課経理学校管理係</p>
<p>3 落札を決定した日 平成14年7月31日</p>	<p>北海道教育庁根室教育局企画総務課経理学校管理係</p>
<p>4 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 日立キャピタル株式会社 代表取締役 村田 嘉一 (2) 住 所 東京都港区西新橋2丁目15番12号</p>	<p>北海道教育庁根室教育局企画総務課経理学校管理係</p>
<p>5 落札金額 (1月当たりの単価) 424,800円</p>	<p>北海道教育庁根室教育局企画総務課経理学校管理係</p>
<p>6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p>	<p>北海道教育庁根室教育局企画総務課経理学校管理係</p>
<p>7 一般競争入札の公告 平成14年度北海道教育庁根室教育局告示第1号</p>	<p>北海道教育庁根室教育局企画総務課経理学校管理係</p>

北 興 公 報

北海道選挙管理委員会告示第 117号

選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1及び3分の1の数の告示（平成14年北海道選挙管理委員会告示第116号）の一部を次のとおり訂正する。

平成14年9月27日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

「地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項、第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項の規定により、平成14年9月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1及び3分の1の数」の次に「（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）」を加える。

1の事項3分の1の数の項中「1,538,373」を「835,853」に改める。

3の事項北海道警察函館方面本部所轄区域の部3分の1の数の項中「143,279」を「138,306」に改める。

3の事項北海道警察旭川方面本部所轄区域の部3分の1の数の項中「201,744」を「167,539」に改める。

3の事項北海道警察釧路方面本部所轄区域の部3分の1の数の項中「193,152」を「163,243」に改める。

北海道選挙管理委員会告示第 118号

地方自治法等の一部を改正する法律（平成14年法律第4号）附則第2条に規定する同法の施行の日前の直近の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者の総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成14年9月27日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

835,646

正誤

平成14年9月24日（第1402号）

北海道留萌支庁公告 軽油引取税免税証の亡失の届出中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行
175 左 30行目
誤 H057171
正 H0574171

ページ 欄 行
175 左 31行目
誤 H054173
正 H0574173

平成十四年九月二十七日

金曜日

二〇

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
道道
プリン
ント総
ト務
株部
式法
会制
社文
道書
課